

引き続き対話を要する事項(地質構造・水資源専門部会(見解その3)) 整理表

【地質構造・水資源専門部会】

通し 番号	見解	項 目	県意見 (令和元年12月27日)	J R 見解・確認事項 県回答 (令和2年1月15日)	J R 再見解 (令和2年2月28日)	県再意見 (令和2年3月6日)
1	その3	2 管理手法				
		(2) リスクマップ、リスクマトリクスの整理と提示時期	<p>・リスクマップ、リスクマトリクスのリスク要因をなぜ、①湧水の発生、②工事排水の放流、③自然由来の重金属等を含む対策土の発生の3項目としたのか、その理由を示すこと。</p> <p>・リスクマトリクスの案については、例えば、表の左端に工事工程欄を設け、工程ごとにリスク要因と対処方法を記載することで、いつ、どんな工事により、どのようなリスクが発生する可能性があり、それに対し、どう対処していくかがわかるリスクマトリクスを作成すること。</p>	<p>・トンネル掘削工事によるリスク要因として考えられる項目とした。 ⇒3項目では不足ということであれば、具体的な項目を教えてください。</p> <p>＜県回答＞ ・3項目で不足ということは言っていない。判断の前の段階。 ・11月に提出のあった「その2」の7ページで、JRが「この3項目にする」と理由なく記載されていたので、その理由を聞いている。</p> <p>・リスクマトリクスについては柔軟に見直すことを考えているが、今回提示した形式は中間意見書で提示したものと同様のものであり、これについて委員等へ説明した専門部会や今回の「引き続き対話を要する事項」でも形式(工事工程欄を追記するなど)の修正を求める意見等はなかった。 ⇒まずは県から元々ご提案のあった丸井委員に確認頂きたい。</p> <p>＜県回答＞ ・県意見として、リスクを工事工程に合わせて示してほしいとしたのは、そもそもリスクマップ、リスクマトリクスが、住民にも工事の安全・安心施工の様子を見える化させるものであると考えるからである。 ・「このリスクしかない」ではなく、工事のどの過程にどんなリスクが潜み、それをどう安全に対処していくかをわかりやすく示すものとして作成いただきたい。</p>	<p>・リスク要因を3つにした理由については一切記載なし</p> <p>・リスクマトリクスの案についても前回のものと全く同じ</p>	<p>県からの修正要請に一切応えていただけなかったため、JR東海が確認したいという、専門部会の丸井委員からのコメントをそのまま掲載する。</p> <p>丸井委員「一生懸命作ったのかもしれませんが、期待に応えるものとは言えません。というのも、まずJR東海が考えるストーリーが見えていないことに原因があると感じます。本来であれば、JR東海は地域の人々を納得させるために資料を作るのですから、大きな流れ(ストーリー)を語り、その上で個々のエビデンスを示すべきです。だから、リスク要因としてあげた3つの課題の理由がわからず、その重要性や危険度の大きさなどがわからないままに話が進むので、ちぐはぐになると感じます。彼らが挙げたリスクの中には、調査して事前に解析することで大部分が回避できるものや、逆に回避が難しいものがあります。この場合には、リスク発生後の対策工が必要になりますので、彼らの表には現段階で“リスク要因・想定される現象・調査方法・対処方法”とありますが、調査の後に解析があり、事前対処と事後対処、評価という流れで工事を行ってゆき、工事が進むにつれて同じリスクを回避できる技術が上がるようにしなければなりません。また、各リスクの不確かさがわかっていないと対策工の大きさを決めることも出来ないの、結果的に想定外でした、ということになります。繰り返しになりますが、トンネル工事が生むリスクが起るストーリーをしっかりと示してもらいたいです。個々のエビデンスについての議論はその後の話です。」</p>
		9 その他(資料作成について)				
2	その3	論点にあった定量的な表現を用いた資料作成。すなわち全量とえば、瞬間的な流量ではなく、総体積、または平均流量と想定流出時間の両方を明記するなど、情報の確認が容易にできる資料の作成	<p>・1リスク管理に関する基本的考え方(2)(3)の説明には、湧水量低減対策の施工内容の記載はもちろんのこと、その効果を定量的に示すこと。</p>	<p>・「引き続き対話を要する事項」では、見解(その1)で湧水量低減対策として防水シートや覆工等の湧水量低減対策を実施していくことを記載したが、その際、県からは対策の効果を定量的に示すことを求める意見等はなかった。 ・また対策を実施することで湧水量は●割低減できるなど、定量的に示すことは難しい。 ⇒対策効果を定量的に示すことが可能と考えているのか。</p> <p>＜県回答＞ ・定量的な表記を追加したとして回答書に例示で出された、「リスク管理に関する基本的考え方(2)(3)」は、以前のヒアリングでわかりやすい資料に修正するよう指示をしてあったもの。 ・未だ修正がないので、正確なコメントが出来ない。ここに例として記載するのに不適。</p>	<p>・定量的資料作成の例示から、県から指摘をしいた、1リスク管理に関する基本的考え方(2)(3)の項目が外された。</p>	<p>今後の説明資料作成においても、定量的な表現を用い、情報の確認が容易に出来るよう努められたい。</p>